

2020年 4 月 のニュースレター

Topic

**<税金及び土地賃貸料の支払期限延長に関する最新の政令:
Decree41について>**

- ❖ 概要
- ❖ 当該政令が適用される業種内容の詳細
- ❖ VAT及びCITの納付に関する詳細
- ❖ 個人及び事業別のVAT及びPITの納付に関する詳細
- ❖ 土地賃貸料の支払に関する詳細
- ❖ 範囲内と範囲外の両方の事業を行う企業の場合
- ❖ 政府からの要請事項

<税金及び土地賃貸料の支払期限延長に関する最新の政令: Decree41について>

❖ 概要

2020年4月8日、政令:Decree41が発行されて、様々な業種の企業における2019年分及び2020年分の所得に対する諸税金、並びに、土地賃貸料の支払期限を延長する内容が通達されました。

- ◆ 対象範囲企業に対して、2020年度3月・4月・5月・6月でのVAT納付 (毎月VAT申告を行う会社の場合)、又は、2020年度第1四半期・第2四半期のVAT納付 (四半期毎にVAT申告を行う会社の場合)は、**それぞれの法定支払期限より5ヶ月間の延長**が認められます。



- ◆ ※上記の支払期限延長は「仕入VAT」には適用されません。

◆ 概要(続き)

- ◆ 2019年度末CIT(法人税)支払期限、及び、2020年度第1四半期・第2四半期の法人税の予定納税についても、それぞれの法定期限から5ヶ月間の延長が認められます。
- ◆ 既に2019年度末のCIT納付を行った会社は、その他の税目の税金との相殺をすることが可能です。



❖ 当該政令が適用される業種内容の詳細

製造部門:

- ◆ 農業、林業、漁業
- ◆ 食糧生産及び加工
- ◆ 繊維業及び服の製造
- ◆ 革製品及び関連商品の製造
- ◆ 木造加工、木または竹から成る製品（ベッド、タンス、テーブル、椅子以外）の製造
- ◆ 藁及び編組材料からの製品の製造
- ◆ 紙及び関連商品の製造
- ◆ プラスチック及びゴムから成る製品の製造



❖ 当該政令が適用される業種内容の詳細(続き)

- ◆ 金属の生産、その他非金属鉱物からの製品の生産
- ◆ 金属の機械的処理及び塗装
- ◆ 電子製品、コンピューター、光学製品の製造。
- ◆ 自動車及びその他乗用車の製造(9席以下の乗用車も含まれる)
- ◆ ベッド、タンス、テーブル、椅子の製造及び建築

サービス部門:

- ◆ 輸送業及び倉庫業
- ◆ 宿泊サービス及びケータリングサービス
- ◆ 教育関連、医療及び社会援助活動

- ◆ 人材サービス



❖ 当該政令が適用される業種内容の詳細(続き)

- ◆ 不動産事業
- ◆ 旅行代理店、ツアーオペレーター、ツアー広告・主催に関連するその他のサポートサービス活動
- ◆ 作曲、芸術、娯楽事業。図書館事業。スポーツ活動。自然保護活動。美術館及びその他文化的事業、映画産業

その他部門:

- ◆ 開発が優先される工業製品の生産及びその援助活動
- ◆ 定義された主要機械製品の製造
- ◆ 定義された中小企業
- ◆ 特定状況下の銀行業



❖ VAT及びCIT(法人税)の納付に関する詳細

- ◆ 対象となる事業に関して、VATやCIT申告を地方税務局にて個別に行う独立組織や支店についても、当該支払期限延長は認められます。

※ただし、当該組織や支店が対象となる事業に含まれない場合には認められません。

❖ 個人及び事業別のVAT及びPIT(個人所得税)の納付に関する詳細

- ◆ VAT及びPITの支払期限は、**2020年12月31日まで**延長が認められます。

対象は、前述した対象となる事業に従事する個人及びビジネス単位となります。



❖ 土地賃貸料の支払に関する詳細

- ◆ **2020年5月31日より、2020年度最初の土地賃貸料の支払について、5ヶ月間の延長が認められます。**

適用条件: 国から直接土地を借り、当該土地に対し賃貸料の支払を行い、前述した対象となる事業を行っている場合。

(当Decree内では、当該適用開始日が「2010年5月31日」と記載されておりますが、これはタイプミスとの報告があり、正しくは「2020年5月31日」です。財務省より追って正しく修正される予定です。)



❖ 範囲内と範囲外の両方の事業を行う企業の場合

- ◆ 複数の事業活動を行う企業、又は、様々な土地賃貸契約を行う企業は、全ての活動に関連して発生した税金及び土地賃貸料の支払延長が認められます。

❖ 政府からの要請事項

延長の適格企業に対し以下の対応が求められます。

- ◆ **2020年7月30日までに**、地方税務担当局に毎月及び四半期毎の税務申告と併せて、当政令にて添付された所定の形式で**要求書を提出する必要**があります。
- ◆ ※万が一、提出期限に間に合わない場合には、当該延長について認められません。



❖ 政府からの要請事項(続き)

- ◆ 当該要請書の提出は、オンラインあるいはその他の方法によって一回限りであり、適格期間の諸税金及び土地賃貸料の支払について該当します。
- ◆ 企業が、国からの土地を複数の所在において賃貸する場合、当該要求書を受け取った地方税務当局は、別の所在を管轄する地方税務当局に対して当該要求書のコピーを送らなければなりません。
- ◆ あくまで納税者による自己判断であり、税務当局には当該延長が適用されるか否かについて通知または確認を行う義務はありません。



❖ 政府からの要請事項(続き)

- ◆ 当該延長期間中は、延滞税は計算しません。
- ◆ 仮に、税務当局がある納付者が当該延長期間において当該延長適格をもたないと決定する根拠をもち合わせたら、税務当局は納税者に対して、当該延長を取消すことを書面で通知し、納税者が全ての税及び土地賃貸料、そして延滞税を支払うことを請願します。
- ◆ また仮に、将来の税務監査において上記が判明したら、納税者は同様に、延滞税および行政上の罰金を負担する責任があります。

お問い合わせ

日本 親会社

- ▶ 黒澤合同事務所グループ
- ▶ 所在地：東京都中野区中野 4 丁目 4 番 11 号
- ▶ URL: <https://www.kurosawa.gr.jp/>

ベトナム 子会社

- ▶ Kurosawa Consulting Vietnam Co.,Ltd
- ▶ 所在地：Floor 1B, 116-118 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, HCMC
- ▶ URL: <http://kurosawa-vn.com/> (JP-EN-VN)
- ▶ 日本語のホットライン：+84-89-808-2232
- ▶ (井上 陽子) yoko.inoue@kurosawa.vn

ベトナム語/英語のホットライン：+84-90-139-2232
(Nguyen Truong Hiep) contact@kurosawa.vn

